

## 八王子市保健医療計画推進会議開催要綱

平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 「八王子市保健医療計画」(以下「計画」という。)を円滑かつ計画的に推進するとともに、八王子市における保健医療に関して総合的な見地から意見交換を行うため、八王子市保健医療計画推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(意見交換を行う事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の重点項目の取組に関すること。
- (3) 保健医療・福祉の総合的な推進に関すること。
- (4) 計画の策定に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議の会議は、次の各号に掲げる参加者で構成される。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 保健医療、福祉、教育関係団体及び地域団体の代表者
- (4) 健康部長及び医療保険部長

(開催期間)

第 4 条 推進会議の開催期間は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、健康部長とする

(会議)

第 6 条 推進会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、公開するものとする。ただし、座長の決定により公開しないことができる。

3 座長は推進会議の内容により、推進会議の参加者以外の者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は健康部健康政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。